

新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第20号

新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年新潟市条例第14号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 消費生活センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開設時間)

第3条 消費生活センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。